

平成20年 No. 1

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

改正理由

委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 2月20日 教育研究評議会 審議・承認

（「委員会の再編に伴う関係諸規程の制定等について」）

2月20日の教育研究評議会での承認を受けて制定伺いを起案したが、理事及び副学長の担当名の表記並びに職務分担が確定するまで待つて（「国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め」（3月27日役員会承認→3月28日学長裁定））、決裁中に関係規定の必要な修正が行われた。

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成20年規程第1号

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (2) 東京学芸大学カリキュラム委員会規程（平成18年規程第3号）
- (3) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）
- (4) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (5) 東京学芸大学教育実習委員会規程（平成16年規程第10号）
- (6) 東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）
- (7) 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>学生（当該学系が所管する群、特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース）に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学、卒業、修了その他身分に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学生の懲戒に関する事項</u></p> <p>(3) <u>当該学系の教員の採用及び昇任の選考に関する事項</u></p> <p>(4) <u>当該学系の教育研究に関する事項</u></p> <p>(5) <u>当該学系の運営に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他学系長が必要と認めた事項</u> (審議事項の委任等)</p> <p>第3条 教授会に、<u>東京学芸大学教室主任会（この条において「教室主任会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>教授会は、前条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項について、教室主任会にその審議を委任する。</u></p> <p>3 <u>前項で委任した審議事項について、教室主任会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。</u></p> <p>4 <u>教室主任会に関する規程は、別に定める。</u></p> <p>第3条の2 教授会に、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会（この条において「研究科運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>教授会は、第2条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、大学院教育学研究科の学生に関する事項について、研究科運営委員会にその審議を委任する。</u></p> <p>3 <u>前項で委任した審議事項について、研究科運営委員会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。</u></p> <p>4 <u>研究科運営委員会に関する規程は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>当該学系が所管する群、特別支援教育特別専攻科及び研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース又はサブコース）に所属する学生の入学、卒業、修了、懲戒その他身分に関する事項</u></p> <p>(2) <u>当該学系の教員の採用及び昇任の選考に関する事項</u></p> <p>(3) <u>当該学系の教育研究に関する事項</u></p> <p>(4) <u>当該学系の運営に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他学系長が必要と認めた事項</u> (審議事項の委任等)</p> <p>第3条 教授会の専門委員会として<u>東京学芸大学入学者選抜委員会（この条において「委員会」という。）を置き、前条第1号に規定する審議事項のうち、学生の入学に関する事項について、委員会にその審議を委任する。</u></p> <p>2 <u>委員会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。</u></p> <p>3 <u>委員会に関する規程は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p>

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学入学者選抜委員会規程（平成16年規程第41号）は、廃止する。

東京学芸大学カリキュラム委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条 〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部及び特別支援教育特別専攻科のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各2名 (2) 学務部長 (3) その他副学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期) 第5条 前条第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第4条第1号及び第3号の委員のうちから副学長(教育等担当)が指名する。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議) 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、<u>第4条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u></p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(委員以外の者の出席) 第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p>	<p>(設置) 第1条 〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部、<u>大学院教育学研究科</u>及び特別支援教育特別専攻科のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>各学系選出の教育研究評議会評議員のうちから選出された者 2名</u> (2) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各2名 (3) 学務部長 (4) その他<u>学長</u>が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期) 第5条 前条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員長は、第4条第1号の委員のうちから選出し、副委員長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議) 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(<u>専門委員会</u>) 第8条 <u>委員会は、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。</u></p>

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(副学長等の出席)

第9条 副学長(教育等担当)は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる
ことができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

[省略]

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、<u>学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科</u>における次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>学生の履修登録及び成績処理に関すること。</u> (2) <u>学芸員等諸資格取得に関すること。</u> (3) <u>学部における科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。</u> (4) <u>学部における学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学等への派遣及び短期留学プログラムを除く。）に関すること。</u> (5) <u>学部における既修得単位等認定単位に関すること。</u> (6) <u>学部における単位互換制度の運用に関すること。</u> (7) <u>介護等体験の単位の認定に関すること。</u> (8) <u>学部におけるインターンシップの単位認定に関すること。</u> (9) <u>学習支援（履修指導等）に関すること。</u> (10) <u>障害学生の学習支援に関すること。</u> (11) <u>教室（講義棟）の管理・運営に関すること。</u> (12) <u>その他教務に関すること。</u></p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学務課長 (3) <u>その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者</u> 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、<u>大学院教育学研究科担当教員</u>に限るものとする</p>	<p>(設置) 第1条〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>学部、大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び特別支援教育特別専攻科（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関すること。</u> (2) <u>学部等の卒業及び修了に関すること。</u> (3) <u>大学院における学位論文審査委員会の設置に関すること。</u> (4) <u>大学院における学位の付記に関すること。</u> (5) <u>大学院における在学年数短縮修了に関すること。</u> (6) <u>大学院における長期履修学生の認定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学芸員等諸資格取得に関すること。</u> (8) <u>科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。</u> (9) <u>学生交流規程に基づく派遣・受入（外国留学を除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>既修得単位等認定単位に関すること。</u> (11) <u>単位互換制度の運用に関すること。</u> (12) <u>介護等体験の運用に関すること。</u></p> <p>(13) <u>学習支援（履修指導等）に関すること。</u></p> <p>(14) <u>教室（講義棟）の管理・運営に関すること。</u> (15) <u>その他教務に関すること。</u></p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学務課長 (3) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、<u>大学院担当教員</u>に限るものとする。</p>

る。

(任期)

第4条〔省略〕

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号の委員のうちから副学長(教育等担当)が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条第1項の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務部学務課が処理する。

(補則)

第10条〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学障害学生支援委員会規程(平成18年3月9日規程第12号)は、廃止する。

(任期)

第4条〔省略〕

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に、必要に応じて専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

4 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(副学長の出席)

第8条 副学長(教育等担当)は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務課が処理する。

(補則)

第10条〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、<u>学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科</u>における次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学生の課外教育活動に関すること。 (2) 学生に対する広報活動に関すること。 <u>(3) 学生の表彰に関すること。</u> <u>(4) 学生の懲戒の案の作成に関すること。</u> (5) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (6) 入学金及び授業料の免除等に関すること。 (7) 日本学生支援機構奨学生に関すること。 <u>(8) 本学学生奨学金制度に関すること。</u> <u>(9) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。</u> <u>(10) その他学生の厚生、福利及び指導等に関すること。</u></p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) <u>その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者</u> 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第3条第1項第1号の委員のうちから副学長(教育等担当)が指名する。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p>	<p>(設置) 第1条〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学生(<u>学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。</u>)の課外教育活動に関すること。 (2) 学生に対する広報活動に関すること。 <u>(3) 学生の賞罰に関すること。</u> (4) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (5) 入学金及び授業料の免除等に関すること。 (6) 日本学生支援機構奨学生に関すること。 (7) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。 <u>(8) その他学生の厚生、福利及び指導等(交通安全に関する事項を含む。)</u>に関すること。 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員の互選により定める。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p>

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第1項第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条第1項の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学生サービス課が処理する。

(補則)

第10条 [省略]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に、必要に応じて専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

4 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(副学長の出席)

第8条 副学長(教育等担当)は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学生サービス課が処理する。

(補則)

第10条 [省略]

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条 東京学芸大学に、<u>東京学芸大学教育実習委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第2条 〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 副学長（教育等担当） (2) 教育実践研究支援センター長 (3) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名 (4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (5) 附属学校運営参事 (6) <u>学務課長</u> (7) <u>その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者</u> 若干名 (任期) 第4条 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（<u>教育等担当</u>）をもって充て、副委員長は<u>第3条第2号から第5号までの委員のうちから委員長が指名する。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</u> (会議) 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第7条 <u>副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。</u> 2 <u>委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p>	<p>(設置) 第1条 東京学芸大学に東京学芸大学教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第2条 〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 副学長（教育等担当） (2) 教育実践研究支援センター長 (3) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名 (4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (5) 附属学校運営参事 (6) <u>学務部長</u> (7) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 (任期) 第4条 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長をもって充て、副委員長は<u>委員の互選により定める。</u> 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 <u>委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</u> (会議) 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (<u>教育実習実施委員会</u>)</p>

第8条 教育実習の円滑な実施及び運営を図るため、委員会の下に教育実習実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

（審議及び処理事項）

第9条 実施委員会は、次に掲げる事項の審議及び処理に当たる。

- (1) 教育実習生の派遣計画及び指導に関すること。
- (2) 教育実習の成績評価及び単位認定に関すること。
- (3) 各都道府県教育委員会及び教育実習協力校との連絡調整に関すること。
- (4) 教科別連絡教員等に関すること。
- (5) その他教育実習の具体的事項に関すること。

（組織）

第10条 実施委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育実践研究支援センター長
- (2) 教務委員会から選出された教員 1名
- (3) 各学系の教育系教室構成員から選出された教員 各1名
- (4) 各学系の教養系教室構成員から選出された教員 各1名
- (5) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員
- (6) 保健管理センターから選出された教員 1名
- (7) 附属学校運営参事
- (8) 附属学校の教育実習主任 13名
- (9) 学務課長
- (10) その他必要に応じて委員長が委嘱する者 若干名

（任期）

第11条 前条第3号、第4号、第6号、第8号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第12条 実施委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育実践研究支援センター長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第13条 実施委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員会委員の出席）

第14条 委員会の委員は、必要に応じて実施委員会に出席し、意見を述べること

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務部学務課が処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

ができる。

(委員以外の者の出席)

第15条 実施委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 委員会及び実施委員会の庶務は、学務部学務課が処理する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会及び実施委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学学部入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、大学入試センター試験及び本学の入学者選抜試験（大学院に係るものを除く。以下、同じ。）の実施に関し必要な企画立案を行うとともに試験の実施にあたることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 大学入試センター試験の実施に関すること。 (2) 入学者選抜試験の実施計画に関すること。 (3) <u>学生募集要項の作成に関すること。</u> (4) <u>入学資格審査に関すること。</u> (5) <u>合格者認定基準に関すること。</u> (6) <u>試験問題に関すること。</u> (7) <u>入学者選抜試験の実施に関すること。</u> (8) <u>学力検査等の採点に関すること。</u> (9) <u>入学者選抜資料の作成及び合格予定者の決定に関すること。</u> (10) <u>入学試験の情報処理システムの運用に関すること。</u> (11) <u>その他大学入試センター試験及び入学者選抜試験の実施に関し必要なこと。</u></p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各3名 (2) <u>入試課長</u> (3) <u>その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者</u> 若干名</p> <p>(任期) 第5条 前条第1号の委員の任期は2年、<u>同条第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第4条第1号の委員のうちから副学長（教育等担当）が指名する。</u> 2 <u>委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学学部入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、大学入試センター試験及び本学の入学者選抜試験（大学院に係るものを除く。以下、同じ。）の実施に関し必要な企画立案を行うとともに試験の実施にあたることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) 大学入試センター試験の実施に関すること。 (2) 入学者選抜試験の実施計画に関すること。 (3) <u>合格者認定基準に関すること。</u> (4) <u>学力検査問題に関すること。</u> (5) <u>入学者選抜試験の実施に関すること。</u> (6) <u>学力検査の採点に関すること。</u> (7) <u>合格者認定資料の作成に関すること。</u> (8) <u>その他大学入試センター試験及び入学者選抜試験の実施に関し必要なこと。</u></p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各3名 (2) <u>学長から推薦された者</u> 若干名</p> <p>(任期) 第5条 前条第1号の委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>前条第2号の委員の任期は、1年とする。</u></p> <p>(委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第4条第1号に掲げる委員の互選により定める。</u></p>

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、公務により出張中の者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員)

第9条 委員会は、第3条第2号から第9号に定める事項を実施するため、次に掲げる専門委員を置く。

- (1) 試験問題作成委員
- (2) 学力検査等実施委員
- (3) 学力検査等採点委員
- (4) 調査書委員
- (5) 整理委員

2 前項第1号から第5号までの専門委員は、本学教員のうちから委員会が委嘱するものとする。

(削除)

(削除)

(会議)

第7条 委員会は、公務により出張中の者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならぬ。

(副学長の出席)

第8条 副学長 (教育等担当) は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第9条 委員会は、第3条第2号から第7号に定める事項を実施するために、次の各号に定める専門委員を置く。

- (1) 問題作成委員
- (2) 学力検査等委員
- (3) 学力検査等採点委員
- (4) 調査書委員
- (5) 整理委員
- (6) 教室代表委員

2 前項第1号から第5号までの専門委員は、本学教員のうちから、第6号の専門委員は、教室構成員のうちから委員会が委嘱するものとする。

(入学試験情報処理専門委員会)

第10条 委員会は、入学試験の情報処理に関する専門的事項を処理するため入学試験情報処理専門委員会を置く。

2 入学試験情報処理専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(拡大学部入試委員会)

第11条 第3条第2号から第7号の審議事項のうち、次の各号については、委員会に第9条第1項第6号の専門委員(以下「教室代表委員」という。)を加えた委員会(以下「拡大学部入試委員会」という。)において審議する。

- (1) 入学者選抜実施要項の作成に関すること。
- (2) 入学者選抜資料に関すること。
- (3) 合格予定者の決定に関すること。
- (4) その他第3条第2号から第7号に定める事項に関し、委員会が拡大学部入試委員会において審議することが適当であると判断したもの。

2 拡大学部入試委員会に委員長及び副委員長を置き、第6条に定める者をもって充てる。

3 拡大学部入試委員会は、教室代表委員全員の出席がなければ、開くことができ

(資料の提出の要求)

第10条 委員会は、東京学芸大学入試情報委員会に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第11条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(試験実施本部等)

第12条 大学入試センター試験及び入学者選抜試験の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。

2 試験実施本部に本部長を置き学長をもって充て、試験場本部に本部長を置き学部入試委員会委員長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、試験実施本部に関し必要な事項は、別に定める。

4 試験場本部の構成、任務その他必要な事項については、委員会が別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、学務部入試課が処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 入学試験情報処理専門委員会要項（平成6年6月2日施行）は、廃止する。

ない。ただし、拡大学部入試委員会委員長が審議に支障をきたさないと判断したときは、この限りでない。

4 教室代表委員の出席が困難な場合は、当該教室代表委員の所属する教室の教室構成員である代理の者をもって充てること、又は関連する他の教室の教室代表委員に委任することができる。

5 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(試験実施本部等)

第12条 大学入試センター試験及び入学者選抜試験の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。

2 試験実施本部に本部長を置き学長をもって充て、試験場本部に本部長を置き学部入試委員会委員長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、試験実施本部に関し必要な事項は、別に定める。

4 試験場本部の構成、任務その他必要な事項については、委員会が別に定める。

(細則)

第13条 委員長は、委員会の議を経て、この規程を実施するため必要な細則を定めることができる。

(庶務)

第14条 委員会に関する庶務は、学務部入試課が処理する。

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。</p> <p>(2) 学生の進路相談に関すること。</p> <p>(3) 学生の教員就職支援に関すること。</p> <p>(4) 学生の一般就職支援に関すること。</p> <p>(5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。</p> <p>(6) 東京教師養成塾、<u>公立学校教員採用候補者の大学推薦等</u>に関すること。</p> <p><u>(7) 障害学生の学生生活支援及びキャリア支援に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他学生のキャリア支援に関すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。</p> <p>(2) 学生の進路相談に関すること。</p> <p>(3) 学生の教員就職支援に関すること。</p> <p>(4) 学生の一般就職支援に関すること。</p> <p>(5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。</p> <p>(6) 東京教師養成塾等に関すること。</p> <p><u>(7) その他学生のキャリア支援に関すること。</u></p> <p>[省略]</p>